

さいたま市告示第565号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業 3・4・114号氷川緑道西通線 及び 3・3・100号大宮岩槻線

2 縦覧場所

さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1

さいたま市都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所